

第4期 十日町市地球温暖化対策実行計画

～ 事務事業編（令和3年度～令和7年度）～

十日町市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1) 計画策定の趣旨	1
2) 本計画の位置づけ	1
3) 計画期間	2
4) 基準年度	2
5) 対象とする温室効果ガス	3
6) 対象とする事務事業、組織及び施設の範囲	3
第2章 基準年度「平成25（2013）年度」における温室効果ガスの排出状況	4
1) 温室効果ガスの年間排出量	4
2) 温室効果ガスの種類別の年間排出量	4
第3章 前計画における取組結果	5
1) 目標達成状況	5
2) 温室効果ガス排出量の分析	6
第4章 本計画の削減目標	9
1) 温室効果ガス排出量の削減目標	9
2) 区分別温室効果ガス排出量の削減目標	10
第5章 目標達成に向けた具体的な取組	11
1) 目標達成のために行うべき対策	11
2) 対策に基づく具体的な取組	12
3) 十日町市事務事業環境配慮指針	21
第6章 計画の推進	25
1) 計画の推進体制	25
2) 計画の進行管理	26
資料編	27
1) 関係法規・マニュアル	27
2) 第1・2・3期計画概要	27
3) 活動量及び温室効果ガス排出量のトレンド予測	28
4) コラム	39
5) 十日町市グリーン調達方針	42
6) 策定委員会・策定作業部会名簿	44

第1章 計画の基本的事項

1) 計画策定の趣旨

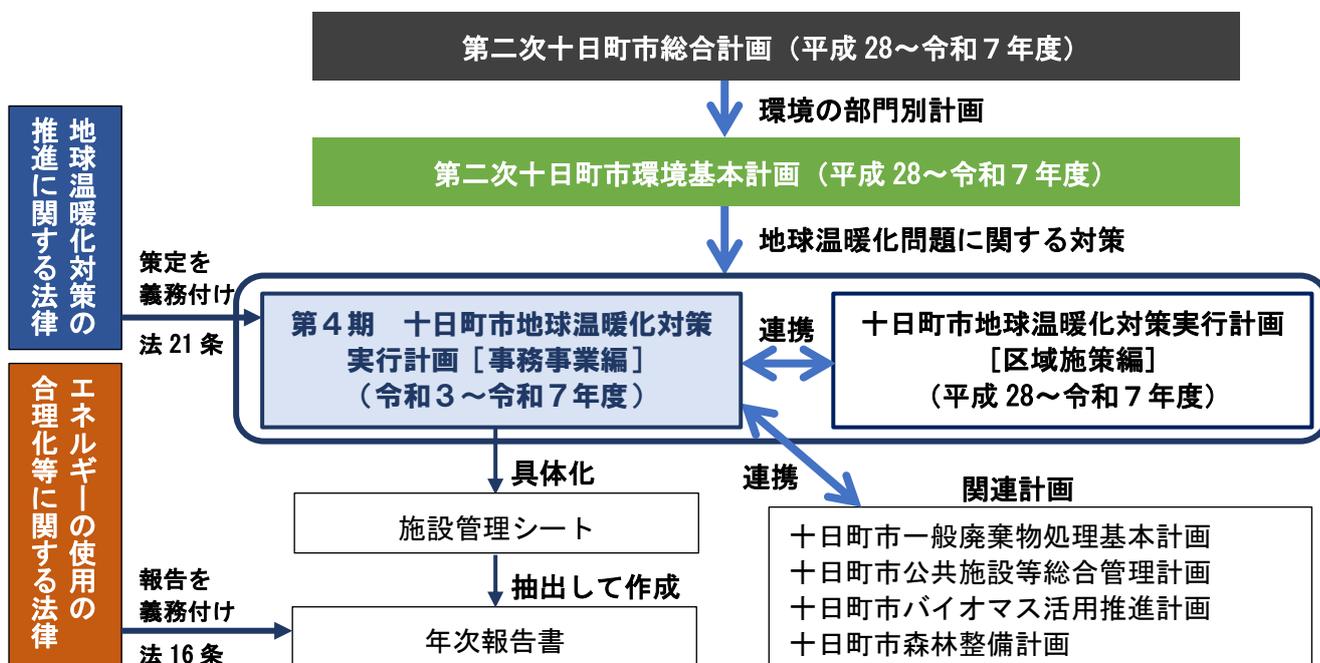
平成25(2013)年9月から平成26(2014)年4月にかけて、IPCC※(気候変動に関する政府間パネル)から公表された第5次評価報告書では、気候システムの温暖化については、疑う余地がなく、人間活動が地球温暖化の主要要因であった可能性が極めて高いことが結論づけられています。今後、温室効果ガス削減に取り組まない場合はさらに地上気温は上昇する可能性が示されています。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第21条第1項に基づき、平成19年に「第1期十日町市地球温暖化対策実行計画」を策定以来、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、この度、第3期計画の期間満了に伴う後継計画として、また「ゼロカーボンシティ※」実現のために市が率先して二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を推進するため策定するものです。

2) 本計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項により地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、図1に示すとおり、本市の計画体系の中では十日町市環境基本計画の地球温暖化対策に係る下位計画と位置づけられます。

市域の温室効果ガス排出量を抑制するための「十日町市地球温暖化対策実行計画 [区域施策編]」や関連計画と整合を図ります。



※IPCC：気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）のこと。1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって作られた政府間機構。

※ゼロカーボンシティ：「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体のこと。

3) 計画期間

本計画の計画期間は、関連計画である十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中期目標年度を踏まえ、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4) 基準年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と整合を図るため平成25（2013）年度とします。

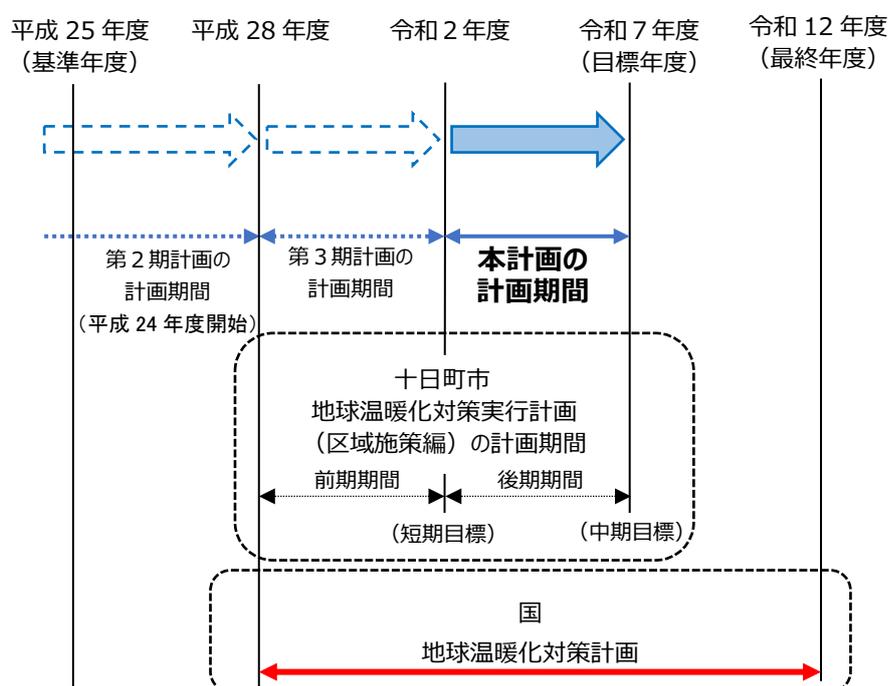


図2 計画期間と基準年度

5) 対象とする温室効果ガス

温対法で示されている温室効果ガス7種類のうち、「地方公共団体実行計画(事務事業編)」が対象とするのは6種類であり、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、表1に示す4種類とし、削減等の取組を推進します。

温室効果ガスの算定方法は、温対法施行令及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル バージョン 1.1 (平成 29 年 3 月 環境省)」、「温室効果ガス総排出量算定ガイドライン バージョン 1.0 (平成 29 年 3 月 環境省)」に準拠します。

表1 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガス		主な人為的な発生源
ガスの種類	地球温暖化係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	・化石燃料(ガソリン、灯油等)の使用 ・電気の使用(火力発電による) ・廃棄物の焼却 等
メタン (CH ₄)	25	・廃棄物の焼却、埋立 ・生活排水処理 ・自動車の走行 等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	・廃棄物の焼却 ・自動車の走行 等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430	・カーエアコンの使用、廃棄時 等

注) パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) は実態把握が困難であることから、算定対象外とします。

6) 対象とする事務事業、組織及び施設の範囲

一部事務組合は本来、自ら実行計画(事務事業編)を策定する義務を有しますが、十日町地域広域事務組合(以下「広域事務組合」という。)については施設規模が小さく温室効果ガス排出量が少ないため、広域事務組合が独自に計画を策定することは効率的ではないことから本計画を広域事務組合の実行計画(事務事業編)とします。

よって、本計画の対象範囲は、市及び広域事務組合が行う事務事業、市及び広域事務組合が所有(賃借する場合も含む)する全ての施設(公用車等の附属施設含む)です。

また、外郭団体が行う市の関連事務事業や、外部委託又は指定管理制度により管理運営する施設も対象とします。

第2章 基準年度「平成25（2013）年度」における温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガスの年間排出量

本計画の基準年度である平成25（2013）年度における市及び広域事務組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)は、24,976 t-CO₂/年です。

2) 温室効果ガスの種類別の年間排出量

本計画で算定対象とした4種類の温室効果ガス別の総排出割合を表2・図3に示します。二酸化炭素が97.5%と大部分を占めています。

表2 ガスの種類別の温室効果ガスの排出量（平成25年度）

ガスの種類	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 t-CO ₂	割合
二酸化炭素 (CO ₂)	1	24,360	97.5%
メタン (CH ₄)	25	138	0.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	475	1.9%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430	3	0.0%
合計	—	24,976	100.0%

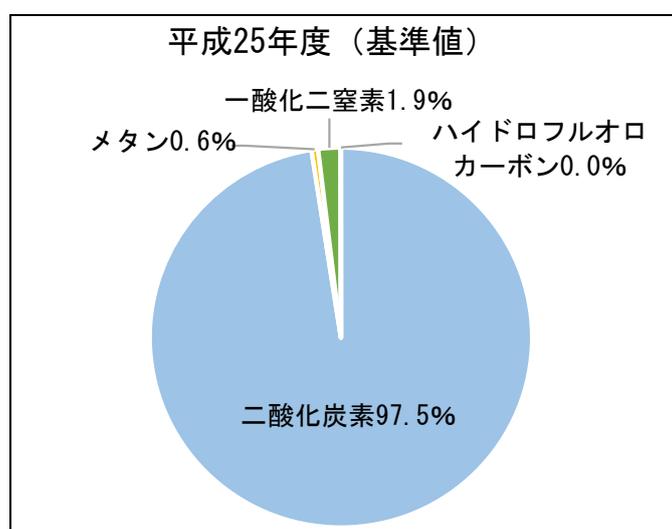


図3 ガスの種類別の温室効果ガスの排出量割合（平成25年度）

第3章 前計画における取組結果

1) 目標達成状況

前計画において、基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量から12%の削減を目標とし、取組んできました。

計画期間中の削減状況を見ると目標年度である令和2（2020）年度において目標を達成する見込みです。

ア 前計画における温室効果ガス排出量削減計画

平成25年度基準値(t)	削減目標(%)	令和2年度目標値(t)
24,976 t-CO ₂	12%	22,000 t-CO ₂

イ 目標達成状況と総排出量の推移

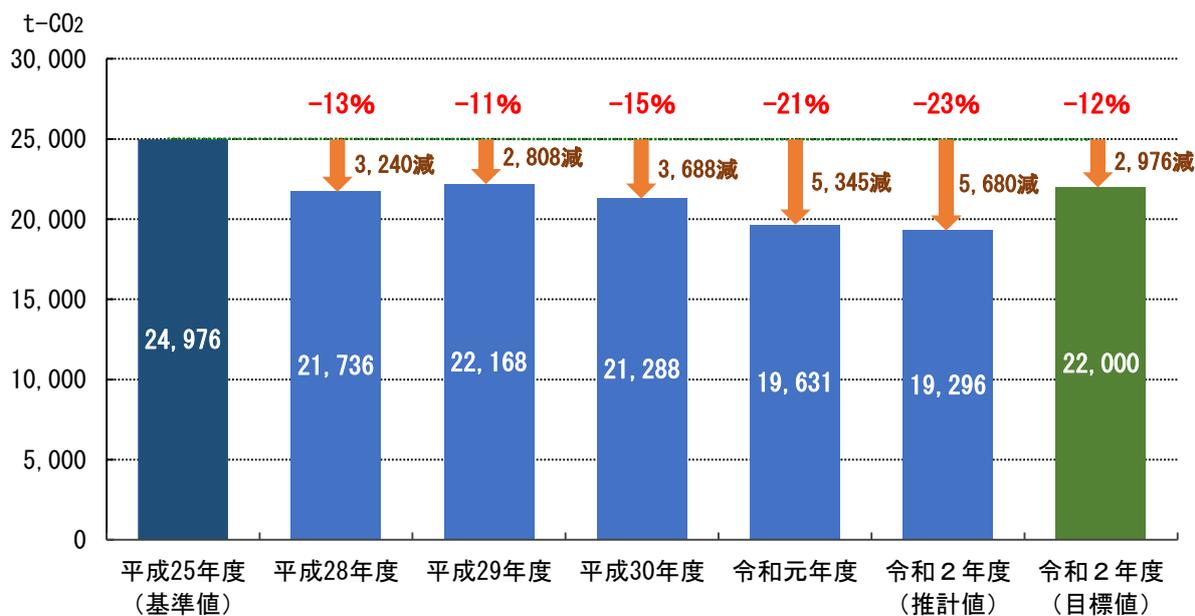


図4 温室効果ガス総排出量と基準値との比較

2) 温室効果ガス排出量の分析

① 温室効果ガスの種類別排出割合の比較

温室効果ガスの種類別排出割合について、平成 25 (2013) 年度 (基準値) と令和 2 (2020) 年度 (推計値) を比較すると、どちらも排出割合は同じ程度であり、引き続き二酸化炭素が約 97% と大半を占めています。

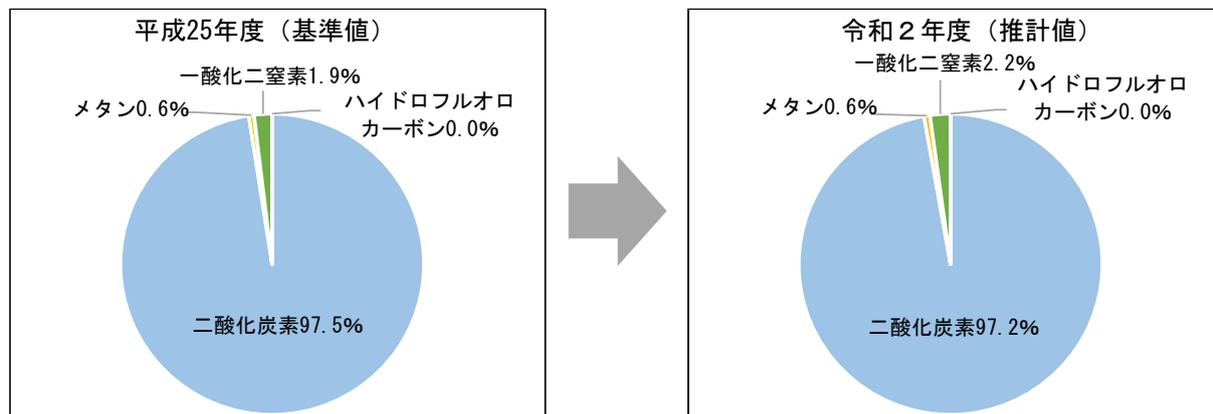


図 5 温室効果ガスの種類別排出割合の比較 (平成 25・令和 2 年度)

② 排出源別温室効果ガス排出量の比較

令和 2 (2020) 年度 (推計値) における温室効果ガス排出源別の割合について見ると、電気が 58.0% を占め、次いで一般廃棄物の焼却が 19.8%、灯油が約 13.8% となっており、この 3 区分で全体の約 92% を占めています。

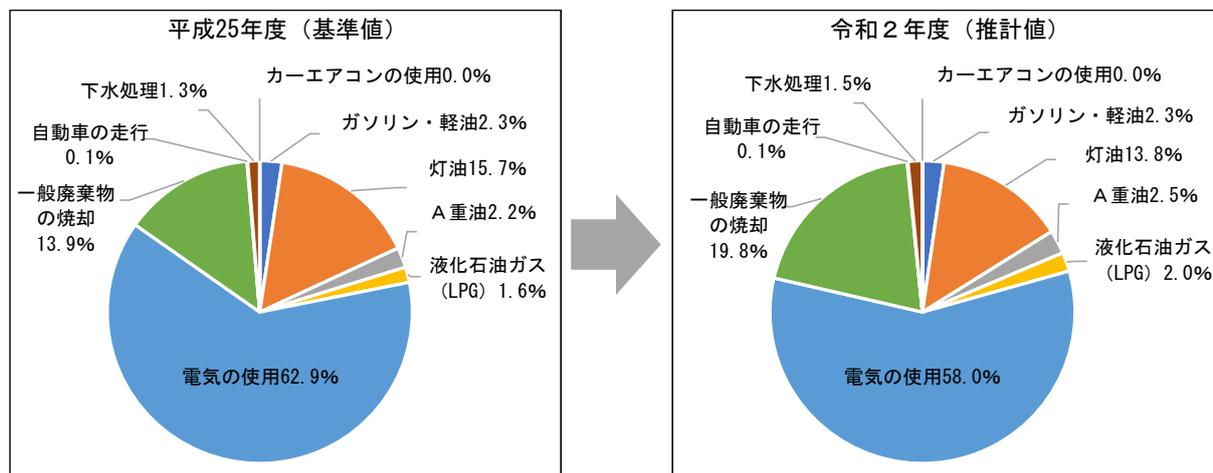


図 6 温室効果ガスの排出源別の排出割合 (平成 25・令和 2 年度)

③排出源別温室効果ガス排出量の削減状況

前計画における排出源別の温室効果ガス排出量の削減目標に対して、

- ア 「燃料の使用」については、全ての燃料で7%の削減目標に対し、灯油で32%、ガソリン・軽油（公用車）で25%、A重油で10%、液化石油ガス（LPG）で4%の削減となっており、液化石油ガス（LPG）を除いて目標を達成しています。これは、施設の統廃合や公用車の効率的な運用等が影響しています。
- イ 「電気の使用」については、7%の削減目標に対して29%の削減となっており、目標を達成しています。平成28年度から電力自由化により、東北電力の排出係数よりも小さい、「新電力」の電気も使用していることが影響し、温室効果ガスの排出量が減少しています。
- ウ 「一般廃棄物の焼却」については、活動量は14%削減できたものの、温室効果ガス排出量は10%の増加となりました。これは、焼却量全体は減少傾向にあるものの、温室効果ガスの排出量が多くなる「廃プラスチック類」の焼却量が平成28年度から平成30年度にかけて増加したことが影響しています。
- エ 「自動車の走行」については、活動量において5%の削減となりました。
- オ 「下水処理」については、削減目標8%に対し、下水処理で8%削減、し尿処理で12%削減となり、目標を達成しました。
- カ 「カーエアコンの使用」については、活動量において2%の削減となりました。

表3 排出源別温室効果ガス排出量の削減状況

活動区分		活動量					温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)					
		単位	平成25年度 (基準値)	令和2年度 (推計値)	削減量	削減率	目標 削減率	平成25年度 (基準値)	令和2年度 (推計値)	削減量	削減率	目標 削減率
燃料の使用	ガソリン・軽油 (公用車)	L	240,848	184,003	56,845	24%	7%	586	438	148	25%	7%
	灯油	L	1,575,294	1,069,506	505,788	32%	7%	3,922	2,663	1,259	32%	7%
	A重油	L	198,859	179,881	18,978	10%	7%	539	487	52	10%	7%
	液化石油ガス (LPG)	kg	136,288	130,515	5,773	4%	7%	409	392	17	4%	7%
電気の使用	電気の使用	kWh	26,644,171	23,719,677	2,924,494	11%	7%	15,720	11,191	4,529	29%	7%
一般廃棄物の 焼却	一般廃棄物 焼却	t	15,609	13,386	2,223	14%	42%	3,465	3,815	-350	-10%	42%
自動車の走行	自動車の走行	km	2,071,697	1,963,631	108,066	5%	0%	17	17	0	0%	0%
下水処理	下水処理	m ³	4,282,320	3,952,075	330,245	8%	8%	298	275	23	8%	8%
	し尿処理	m ³	13,809	11,978	1,831	13%	8%	17	15	2	12%	8%
カーエアコン の使用	HFC封入車	台	204	200	4	2%	0%	3	3	0	0%	0%
合計			-					24,976	19,296	5,680	23%	12%

③施設区分別温室効果ガス排出量

令和2（2020）年度（推計値）における温室効果ガスの施設区分別の割合について見ると、「行政その他施設」が約58%と最も多く、平成25（2013）年度よりも8ポイント多くなっています。次いで「指定管理施設」が約23%、「教育その他施設」が約7%となっており、この3区分で全体排出量の約87%を占めています。「行政その他施設」は、温室効果ガス排出量の多いエコクリーンセンターが含まれていることが影響しています。

「中学校」や「小学校」などは主に施設の廃止や統廃合による施設の減少が影響し、全体に占める割合も低下しています。

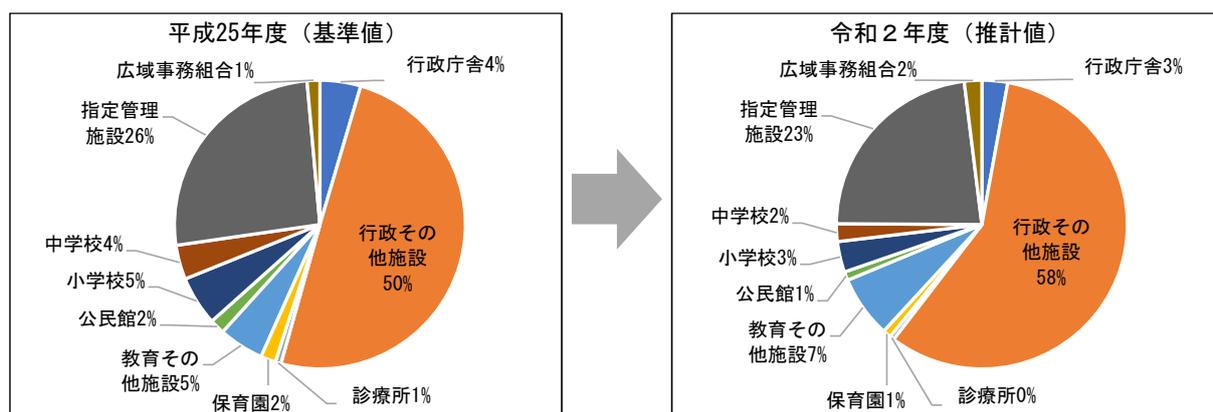


図7 温室効果ガスの施設区分別の排出割合（平成25・令和2年度）

第4章 本計画の削減目標

1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス削減目標は以下のとおりとします。

本計画の目標年度である令和7（2025）年度の目標値は、基準年度である平成25（2013）年度比で43%以上（約10,740t-CO₂）の削減を図ることとします。この目標を達成することにより、国の目標を5年以上前倒しで実現することを目指します。

令和7年度における温室効果ガス排出量を
平成25年度比 **43%以上削減** することを目指します。

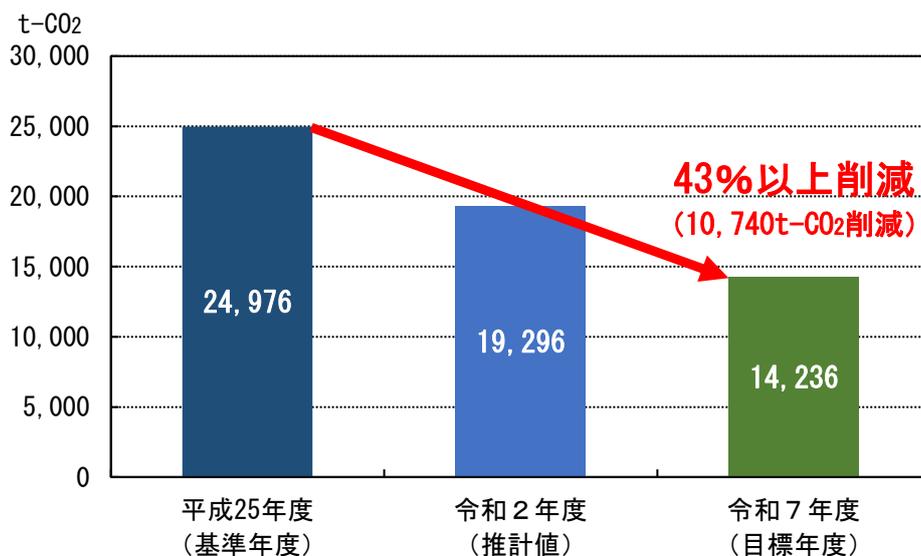


図8 本計画における基準値と目標値

2) 区分別温室効果ガス排出量の削減目標

前計画までの活動区分を再編し、以下の区分とします。

①「施設の運営及び使用に伴うエネルギー使用」

…「電気の使用」、「灯油」、「A重油」、「液化石油ガス（LPG）」

②「廃棄物処理に伴うエネルギー使用」

…「一般廃棄物焼却」、「下水処理」、「し尿処理」

③「公用車の使用に伴うエネルギー使用」

…「ガソリン・軽油」、「自動車の走行」、「カーエアコンの使用」

区分別の削減目標は表4のとおりです。現状趨勢ケース（今後新たな対策を講じない場合）での目標年度における推計値はおおむね減少傾向にあります。次章に示す具体的な取組を実践することで、削減目標達成を目指します。

表4 区分別の温室効果ガス削減目標

区 分		温室効果ガス削減量の推計 (t-CO ₂)				備 考
		平成25年度 (基準値)	令和7年度 (推計値)	削減量	削減目標	
①施設の運営及び使用 に伴うエネルギー使用	電気の使用	15,720	10,140	5,580	35.5%	
	太陽光発電等の設備導入 による発電量		-24	24		5施設で実施
	再エネ比率の高い電力契 約による削減量		-2,266	2,266		再エネ比率30%程度の 電気を約半数で実施
	灯油	3,922	1,769	2,154	54.9%	
	A重油	539	446	93	17.3%	
	液化石油ガス(LPG)	409	376	33	8.0%	
②廃棄物処理に伴う エネルギー使用	一般廃棄物焼却	3,465	3,001	464	13.4%	
	下水処理	298	259	39	13.1%	
	し尿処理	17	14	3	16.4%	
③公用車の使用に伴う エネルギー使用	ガソリン・軽油	586	405	180	30.8%	
	自動車の走行	17	17	0	0.5%	
	カーエアコンの使用	3	3	0	2.0%	
合計		24,976	14,140	10,836	43.4%	

※) 「②廃棄物処理に伴うエネルギー使用」における温室効果ガス排出量の削減については、十日町市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕と整合を図りながら取組みます。

第5章 目標達成に向けた具体的な取組

1) 目標達成のために行うべき対策

前述した削減目標の達成を目指し、本計画では、以下に示す対策と11の主な取組項目について実践していきます。

① 「施設の運営及び使用に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア） 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー設備の導入に関する取組

再生可能エネルギー由来の電気利用の推進に関する取組

対策（イ） 省エネルギーの推進

省エネルギー化に関する取組

② 「廃棄物処理に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア） ごみの減量化と再資源化に配慮した事業活動の推進

ごみの減量化と再資源化に関する取組

水の使用に関する取組

紙の使用に関する取組

プラスチック類の使用に関する取組

グリーン購入に関する取組

③ 「公用車の使用に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア） 公用車の使用における省エネルギーの推進

公用車の使用に関する取組

その他目標達成に資する対策

対策（ア） 吸収源としての森林整備の推進

市が管理する森林整備に関する取組

対策（イ） 職員の意識向上の推進

啓発に関する取組

2) 対策に基づく具体的な取組

① 「施設の運営及び使用に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア） 再生可能エネルギーの推進

■ 再生可能エネルギー設備の導入に関する取組

再生可能エネルギーは化石燃料に依存しないクリーンなエネルギーであり、温室効果ガスの削減に大きく寄与することから、あらゆる部門において、その導入拡大が期待されています。

ゼロカーボンシティを表明した当市の公共施設においては、省エネルギー及び、太陽光発電や蓄電池設備の導入等により、施設単体のエネルギー消費量を実質ゼロにする取組を促進するため、行政庁舎や小中学校等の公共施設へ、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

- 公共施設にバイオマス資源、地中熱、下水熱、太陽光などを利用する再生可能エネルギー設備の導入を図る。併せて省エネルギー化を推進することで、エネルギー消費量実質ゼロ（ZEB 等）を目指す。

<担当部局>

分野	主 担 当
再生可能エネルギー全般	エネルギー政策課
再生可能エネルギー設備の導入	施設管理者
電力会社との契約	財政課

<個別目標>

内 容	目 標 (令和 7 年度)	年間 CO2 削減量 (令和 7 年度)
太陽光発電等の設備導入による発電量	50,326kWh/年	24t-CO2

※太陽光発電及び蓄電池設備の導入を検討している市役所本庁舎、水沢中学校、吉田小学校、千手小学校、まつのやま学園を想定。

表5 再生可能エネルギー設備の導入状況

① 木質バイオマス利用設備	
ペレット燃料に代表される木質バイオマス利用設備は、ストーブや給湯ボイラー等で化石燃料の代替エネルギーとして利用が可能であり、カーボンニュートラルの性質を持つことから二酸化炭素削減効果が高い設備です。また、ペレットは森林の間伐材等を原料に製造することから、森林の保全や自然環境の保全にも結び付きます。	
導入例	ミオンなかさと---木質ペレットボイラー 50万kcal (削減効果 約340t-CO ₂ /年)
② 地中熱利用設備	
地中の温度は、年間を通してほぼ一定で、「夏は冷たく冬は暖かい」として古くから知られてきました。この熱をヒートポンプ等で、冬場は地中から熱をすい上げる(暖房)、夏場は地上の熱を地中に放出する(冷房)という形で利用する事ができ、その他に給湯、融雪利用も可能です。	
導入例	消防本部庁舎---地中熱利用ヒートポンプ (削減効果 約30t-CO ₂ /年)
	まつだいふるさと会館---地中熱利用ヒートポンプ (削減効果 約10t-CO ₂ /年)
③ 様々な再生可能エネルギー利用設備	
太陽光、温泉熱、下水熱、バイオマス資源等を活用した再生可能エネルギーについては、本市の自然的特性を生かしたエネルギーの活用や、市民に対する再生可能エネルギーの普及啓発・環境教育という視点を踏まえ、施設の周辺環境等を考慮しつつ導入を検討します。	
導入例	十日町小学校---太陽光発電 4kW (削減効果 約2t-CO ₂ /年)
	段十ろう---太陽光発電 29kW (削減効果 約8t-CO ₂ /年)
	まつだいふるさと会館---太陽光発電 10.8kW (削減効果 約8t-CO ₂ /年)
	ゆくら妻有---温泉排湯熱利用ヒートポンプ (削減効果 約60t-CO ₂ /年)
	千年の湯---温泉排湯熱利用ヒートポンプ (削減効果 約100t-CO ₂ /年)
	きらきら西保育園---下水熱 (削減効果 約35t-CO ₂ /年)
	車道融雪(市道島坂ノ下線)---下水熱 (削減効果 約6t-CO ₂ /年)

■再生可能エネルギー由来の電気利用の推進に関する取組

市の事務事業で使用する電気の契約は、二酸化炭素排出係数がより小さく、安価な電力会社との契約(エネオク等の活用)を推進します。

<担当部局>

分野	主担当
温室効果ガス削減目標の監視・管理	環境衛生課
電力会社との契約	財政課

<個別目標>

内容	目標 (令和7年度)	年間CO ₂ 削減量 (令和7年度)
再生可能エネルギー比率の高い電力契約	対象施設の半数	2,266t-CO ₂

対策（イ） 省エネルギーの推進

■ 省エネルギー化に関する取組

市の事務事業活動により発生する温室効果ガスのほとんどは、施設におけるエネルギーの使用（電力の使用・燃料の使用）に伴うものであり、エネルギー使用の削減は、温室効果ガスの排出削減につながります。施設における事務事業活動を改めて見直し、エネルギー使用の合理化に継続して取り組むことで、温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

また、施設や設備の中には、老朽化等により、エネルギー使用効率が低下する場合があります。これらの施設や設備について見直し、更新の際に、エネルギー使用効率の向上を図ることで、省エネルギー化を進めます。LED 照明については、国の地球温暖化対策計画において、令和 12（2030）年までにストック（既設器具）で 100%普及することを目指すとされており、導入拡大が急務となっています。

【 運用改善 】

- ・ 不必要な照明の消灯を徹底する。照明の間引きに努める。
- ・ 事業に支障のない範囲でライトダウンに努める。
- ・ 普段使用しない電気機器は、プラグを抜く。
- ・ エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）を徹底する。
- ・ 空調機器は、適温設定に努めるとともに、稼働時間の削減を図る。時間外は、必要最小限の使用にとどめる。
- ・ 退庁時にブラインド等を閉め、夏季の室温上昇や冬季の室温低下を防ぐ。
- ・ パソコン等の O A 機器について、会議等長時間使用しないときは、主電源を切る。
- ・ 電気製品について、省電力機能や節電モードの活用を徹底する。
- ・ 電気製品の利用にあたっては、共同利用を進める等、数の集約を図る。
- ・ エレベーターの使用は原則として物品運搬のみとし、階段を利用する。
- ・ 事務の更なる効率化に努め、時間外勤務時間を短縮する。
- ・ 緑のカーテンを設置し、冷房の使用を控える。

【 メンテナンス 】

- ・ 設備の定期点検を徹底する。
- ・ 照明機器は、定期的に清掃する。
- ・ 空調機器のフィルターを定期的に清掃する。

【 エネルギーの管理 】

- ・ 「環境マネジメントシステム[※]」を活用したエネルギー管理を進める。
- ・ 「省エネ診断[※]」の活用等により、有効な省エネ対策の実践を図る。
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく省エネ対策を進める。

※環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

※省エネ診断：施設のエネルギー使用状況や設備の運用方法、建物の構造等を診断し、その場所に適した省エネルギーのための改善策を提案すること。

【 施設・設備の省エネルギー化 】

- ・ 設備更新の際は、省エネルギー型設備機器を選択する。
- ・ 高効率機器（ヒートポンプ式の空調や給湯設備、LED 照明等）の導入を進める。
- ・ 電力需要デマンドシステムや B E M S（ビルのエネルギー管理システム）の活用を図る。
- ・ 建築物を新築する際には建物の「省エネルギー基準[※]」への適合を図る。
- ・ 建築物を改修する際には省エネルギー改修を行い、建築物の省エネルギー化を図る。
- ・ 照明や事務機器等の配置や台数の適正化を図る。

＜担当部局＞

分 野	主 担 当
省エネルギー行動	全職員
省エネルギー啓発	環境衛生課
設備等のメンテナンス	施設管理者
使用エネルギーの監視	環境衛生課
公共施設の総合管理	財政課
高効率機器（LED 照明等）の導入	施設管理者

※省エネルギー基準：エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準のこと。現在は平成 25 年に改正された基準が適応されている。

②「廃棄物処理に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア）ごみの減量化と再資源化に配慮した事業活動の推進

■ごみの減量化と再資源化に関する取組

令和7年度の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量は、市の事務事業全体で排出される温室効果ガスの約1/4を占めると予測されます。本計画における廃棄物処理は、市内全域で排出される一般廃棄物の焼却並びに下水・し尿処理が対象となるため、行政のみならず、市民・事業者と一体となったごみの減量化と再資源化を図る必要があります。そのため、関連計画である十日町市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕と整合を図りながら、取組を推進します。

- ・ 環境にやさしい循環型のまちを目指し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を普及啓発し、市民・事業者に対してなるべくごみを出さない生活様式への転換を促す。
- ・ ごみの減量化と再資源化を進め、ごみ処理施設から排出される温室効果ガスの削減を図る。

<担当部局>

分野	主担当
ごみの減量化と再資源化に関する啓発	環境衛生課

■水の使用に関する取組

水道水は、浄水場等で多くのエネルギーを消費し供給され、下水となった後も多くのエネルギーを消費し処理されています。そのため、貴重な水資源を有効に活用し、使用量の削減に努めることは、エネルギー使用の削減、および温室効果ガスの排出削減につながります。

- ・ 施設更新の際は、節水型設備を選択する。
- ・ 洗面所や給湯室等で節水に努めるとともに、「節水」表示により利用者への呼びかけを行う。
- ・ 定期的な点検により漏水を防止する。

<担当部局>

分野	主担当
節水行動	全職員
給排水設備等の管理	施設管理者

■紙の使用に関する取組

紙の製造には、森林資源やエネルギーが消費されており、事務事業活動では、大量の紙が使用されています。森林資源の保全やエネルギー消費削減のため、事務の簡素化や情報化等により、紙の使用量の削減を図ります。

また、使用した紙の再利用やリサイクルを徹底することで、ごみの減量化を図ります。

- ・ 情報化技術（電子メールや電子保存、電子決裁）の一層の活用でペーパーレス化を図る。
- ・ 省略が可能な添書、ファックス送信票は省略する。
- ・ 庁内LANや電子メール、プロジェクターの活用等により、会議用配布資料や事務書類の簡素化を図る。
- ・ 可能な限り両面コピー、両面印刷を行う。
- ・ 使用済用紙の裏面利用や、使用済封筒の再利用を図る。
- ・ 紙類の再資源化についての周知徹底を図る。
- ・ 市民への配布物の減量化を図る（回覧できるものは各戸配布しない）。

<担当部局>

分野	主 担 当
紙の使用の削減	全職員

■プラスチック類の使用に関する取組

プラスチックは、ごみの焼却時に大量の温室効果ガスを排出します。徹底した分別回収はもちろんのこと、商品購入時には、なるべくプラスチック類を使用していない商品や、梱包が少ない商品を選び、プラスチックごみの削減を図ります。

- ・ プラスチック類を使用していない商品を購入する。
- ・ 梱包が少ない商品を購入する。

<担当部局>

分野	主 担 当
プラスチックごみの削減	全職員

■グリーン購入に関する取組

市は事務事業活動で多くの物品を調達する消費者です。そのため、別に定めている「十日町市グリーン調達方針」に基づいて、グリーン購入に率先して取り組むことで、環境負荷の低減や環境に配慮した商品の普及を図ります。

<担当部局>

分 野	主 担 当
グリーン購入の推進	全職員
グリーン購入の周知・徹底	環境衛生課・財政課

③「公用車の使用に伴うエネルギー使用」に関する対策

対策（ア） 公用車の使用における省エネルギーの推進

■ 公用車の使用に関する取組

公用車の使用に伴うエネルギー使用量を削減するには、ソフト対策としてWEB会議の活用、公用車の相乗りおよびエコドライブの推進が挙げられ、ハード対策として次世代自動車等の導入が挙げられます。これらの対策に取り組むことで、公用車の使用に伴い発生する温室効果ガスの削減を図ります。

- ・ WEB 会議を活用し、公用車の使用機会を削減する。
- ・ 県庁等への出張や庁舎間の移動時には、なるべく相乗りをする。
- ・ 近距離の移動は、徒歩や自転車を利用する。
- ・ 公用車の使用実態に応じて台数を見直す。
- ・ エコドライブを実践する。
- ・ 公用車の更新の際は、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車や、低燃費自動車の導入を推進する。
- ・ 低燃費自動車等を優先して利用できるよう、車両情報を表示する。

<担当部局>

分野	主 担 当
WEB会議や相乗りの推進	全職員
エコドライブ等の推進	全職員
次世代自動車への入れ替え	総務課
公用車の運行・台数管理	総務課

その他目標達成に資する対策

対策（ア） 吸収源としての森林整備の推進

■市が管理する森林整備に関する取組

森林が有する二酸化炭素吸収機能を高めるためには、伐採、植林等による適正な維持管理が不可欠です。市全域の林野面積 39,418ha のうち、市が管理している森林面積は 1,391ha です。ここ 5 年間で合計 142ha の整備を行っています。ゼロカーボンシティを表明した本市においては、森林の二酸化炭素吸収機能を向上させる森林整備を推進します。

- ・ 市が率先して市有林・市行造林の整備に取り組むことで、森林資源の活用による持続可能な循環型社会への進展を促す。
- ・ カーボン・オフセット制度の取組により、発行されたクレジットの販売収入を活用して森林整備を促進し、地球温暖化防止対策や林業の活性化を図る。
- ・ 主伐材や間伐材は、十日町市内での建築材やエネルギー材として、活用を推進する。

<担当部局>

分野	主 担 当
二酸化炭素吸収源としての森林対策	農林課

<個別目標>

内 容	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和 7 年度)
市有林・市行造林の整備面積	23.3ha/年	55ha/年

対策（イ） 職員の意識向上の推進

■啓発に関する取組

職員一人ひとりが積極的に環境負荷を低減するよう取り組むため、「十日町市事務事業環境配慮指針」（次頁参照）を示します。また、職員への地球温暖化対策および省エネルギーに対する意識の向上を目的として、新潟県地球温暖化防止活動推進センターや、(一財)省エネルギーセンター等の外部講師を招いた研修や、その他啓発事業を検討します。

<担当部局>

分野	主 担 当
地球環境保全に対する意識向上	全職員
職員研修の実施	環境衛生課・総務課

3)十日町市事務事業環境配慮指針

●前述の目標を達成するために、市がその事務事業を行う際に検討すべき環境配慮事項を以下の通り定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の地球温暖化防止・資源循環に係る職員及び会計年度任用職員（以下「職員」という。）に対して、環境に配慮した事業を執行する際の基本事項を示し、職員がこれを実践するために必要な事項を定めるものとする。

(環境配慮事項)

第2条 職員は、別表に定める事項に配慮して日常業務に従事するほか、市民、事業者とともに環境に配慮した行動をするものとする。

(研修等)

第3条 職員は、環境負荷の低減に資する配慮行動を推進するための研修に積極的に参加するものとする。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

環境配慮事項	
区分	詳細
1 省エネルギー対策 [電気] に関すること	(1) 照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める。
	(2) 窓口等の市民利用スペースを除き、昼休み時間の不要な照明の消灯を徹底する。
	(3) 水曜日のノー残業デーや金曜日の節電定時退庁日の遵守徹底を図るとともに、業務の効率化等により定時退庁の実施に努める。
	(4) 会議室、更衣室、トイレ等については、使用後の消灯を徹底する。
	(5) 時間外業務は、使用していないスペースの消灯を徹底する。
	(6) 冷暖房の設定温度は、適温設定に努め、来庁者が不快と感しない範囲で運転を抑制する。

	(7) 原則として、時間外の冷暖房機器は停止する。やむを得ず時間外勤務で冷暖房が必要な場合は、各施設の管理者に事前に了承を得ることとする。
	(8) 冷暖房の使用抑制のため、室内でも過ごしやすい服装で勤務する「クールビズ」「ウォームビズ」の実施に努める。
	(9) 会議室等の冷暖房は、使用後には運転を停止する。
	(10) ブラインドやカーテン等の利用により適切な遮光・断熱を行い、冷暖房機器の使用抑制を図る。
	(11) パソコン・プリンター等、使用しない時間はこまめに電源オフを実施する。
	(12) スリープモード・スタンバイモード等の省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用する。
	(13) 荷物の運搬等、やむを得ない場合を除き、エレベーターの利用を控え、できるだけ階段の利用に努める。
	(14) エネルギーを使用する機器を新規に導入もしくは更新する際は、省エネルギータイプの機器を選択する。
	(15) 待機電力を削減するため、電気機器を使用しない時は、原則としてコンセントからプラグを抜く。
2 省エネルギー対策 [燃料、水道] に関すること	(1) 運転前点検、日常の整備点検等、公用車の定期的な車両点検を実施する(タイヤの空気圧、黒煙排出の点検等)。
	(2) 公用車の使用に際しては、余分な荷物を積まないように努める。
	(3) 低燃費車両を優先的に利用する。
	(4) 駐停車の際には、アイドリングストップに努める。
	(5) 急発進、急加速、空ぶかしを行わない等、エコドライブに努める。
	(6) 県庁へのお出張や庁舎間の移動は相乗りにも努める。
	(7) 勤務地から距離の短い移動は、業務に支障のない限り、徒歩や自転車を利用する。

	(8) 公用車の燃料使用量の把握、管理に努める。
	(9) 各施設における暖房機器の運転時において、適切な管理に努める。
	(10) 給湯器等の使用回数を抑え、また効率的な使用に努める。
	(11) ガスコンロやガス湯沸し器を更新する際は、IHや電気湯沸し器等を検討する。
	(12) 節水を推進し、水道水にかかるエネルギーの消費の抑制に努める。
	(13) トイレや洗面所での必要のない水の使用を抑制する。また、職員以外の来庁者が利用する施設では、張り紙等で節水を呼びかける。
	(14) 湯飲み等を洗浄する際は、水を流し放しにしないようにし、洗剤は適切な量を使用しため洗い、ためすすぎ等に努める。
	(15) 公用車等を洗車する時は、ホースの水を流し放しにせず、バケツにためた水で洗うように努める。
	(16) 植栽等の散水は、天候等を考慮し、必要量だけ散水するように努める。
3 省資源・リサイクル、職員の意識及び行動全般に関すること	(1) コピー用紙の使用量の削減を図るため、両面コピー印刷の実行や、裏面コピー利用の徹底を図る。
	(2) ミスコピー防止のため、印刷後はリセットボタンを押す。
	(3) 発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rによる、ごみの分別の徹底や再資源化、ごみの減量化に努める。
	(4) 市役所内の文書交換には使用済み封筒を再利用し、ファイルやフォルダー等も再利用に努める。
	(5) 市が実施するイベント等においては、可能なかぎり廃棄物の発生抑制に努める。
	(6) 「十日町市グリーン調達方針」に定める判断基準並びに購入目標に基づき、環境に配慮した物品の調達に努める。
	(7) 私生活においても脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え(省エネ家電、LED照

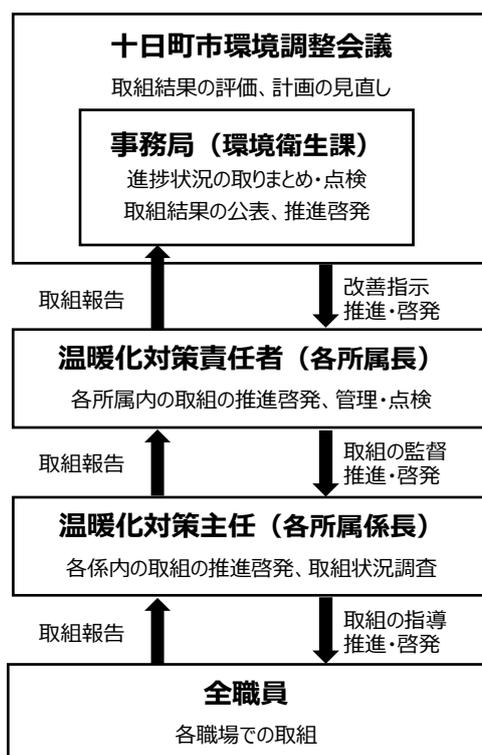
	明、ペレットストーブ、次世代自動車の購入等) に努める。
	(8) 徒歩による移動やマイバッグ持参、家庭における節電節水等、地球温暖化対策に資する行動を率先して行う。
	(9) 市や地域が主催する環境活動に積極的に参加する。

第6章 計画の推進

1) 計画の推進体制

市の環境政策にかかわる事務事業の有効かつ効率的な推進を図る観点から、以下のような体制とします。

■ 推進体制図



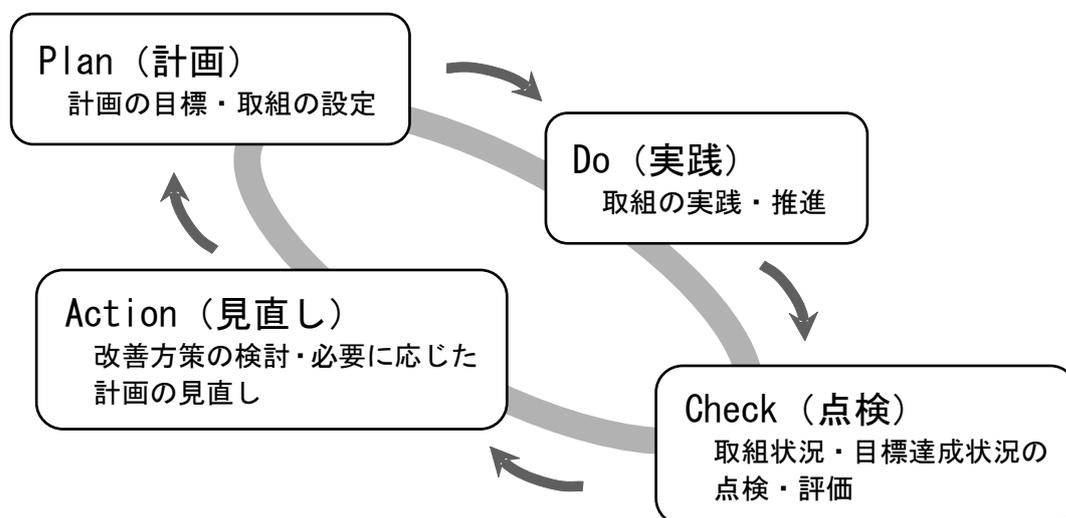
■ 推進体制と役割

推進体制	本計画における役割
環境調整会議	取組の実施状況、温室効果ガスの排出量の状況及びその変動要因の分析結果等の取組報告を受け、必要に応じて改善指導や取組内容、取組方法等の見直しを行います。
事務局 (環境衛生課)	実行計画の円滑な推進を図るとともに、職員に対する情報提供等を行います。 また、各課等の実施状況(「地球温暖化対策データ表」各組織・施設の燃料等使用実績)の取りまとめ、温室効果ガスの排出量の推計・分析を行い、十日町市環境調整会議への報告を行います。
温暖化対策責任者 (各所属長)	各所属の課長又はそれに準じる者は、各課等の実施状況の管理・点検を行い、取組の監督や推進・啓発を行います。
温暖化対策主任 (各所属係長)	各所属の各係長は、「地球温暖化対策データ表」等の実施状況を事務局へ報告を行い、取組の指導や推進・啓発を行います。
全職員	実行計画の内容を十分に理解し、取り組みます。

2) 計画の進行管理

本計画を推進するには、各職場において、職員一人ひとりの取組が必要となります。また、取組の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。

このことを踏まえ、環境マネジメントシステムの基本的なサイクル「計画 ⇒ 実践 ⇒ 点検 ⇒ 見直し（PDCAサイクル）」を運用した進行管理を行います。



■ 取組状況と排出量の実態把握

目標達成に向けて、温室効果ガス排出量を着実に削減するためには、排出量の増減要因や取組状況について毎年正確に把握し、分析したうえで、対応策を検討する必要があります。そのため、対象施設に「地球温暖化対策データ表」を配布し、電気や灯油等の使用量を把握します。

事務局（環境衛生課）は、市の事務事業に係る全体の排出量の推計、取り組み状況の集計及び分析を行い、結果を十日町市環境調整会議に報告します。

■ 取組等の見直し

環境調整会議は、排出量の推計、取組状況の集計等の結果について確認するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、取組内容、取組方法等の改善、重点化、追加等の見直しを行います。

■ 取組結果の公表

毎年把握する排出量推計及び分析の結果、取組状況の集計及び分析の結果、計画の見直しについては、市ホームページ等で公表します。

資料編

1) 関連法規・マニュアル

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 28 年法改正）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（平成 30 年法改正）
- ・環境省：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（Ver1.1）
（平成 29 年 3 月）
- ・環境省：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成 29 年 3 月）
- ・環境省：かんたん算定シート（Ver. 4.1）

2) 第 1・2・3 期計画概要

ア) 第 1 期十日町市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間
- 基準値・・・5,188t-CO₂（平成 18 年度）
- 削減目標・・・基準値の 6%削減
- 実績値・・・4,577t-CO₂（平成 23 年度）
- 削減率・・・11.8%削減

イ) 第 2 期十日町市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間※
※) 上位計画（総合計画及び環境基本計画）の計画期間と整合させるため
- 基準値・・・4,185t-CO₂（平成 23 年度）※
※) 第 1 期計画の実績値を、計画策定時点での新排出係数で再計算しているため
- 削減目標・・・基準値の 4%削減
- 実績値・・・3,525t-CO₂（平成 27 年度）
- 削減率・・・15.8%削減

ウ) 第 3 期十日町市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間
- 基準値・・・24,976t-CO₂（平成 25 年度）※
※) 指定管理施設等を対象に含めたため
- 削減目標・・・基準値の 12%削減
- 実績値・・・19,631t-CO₂（令和元年度）
- 削減率・・・21.4%削減

3)活動量及び温室効果ガス排出量のトレンド予測

平成 25 年度から令和元年度までの実測値をもとに近似曲線を求め、令和 2 年度から本計画の目標年度である令和 7 年度の予測値を算出します。

①燃料の使用（公用車）

令和 7 年度の推計値と平成 25 年度(基準値)の値を比較すると、燃料の使用量は 71%、温室効果ガス排出量は 69%になります。

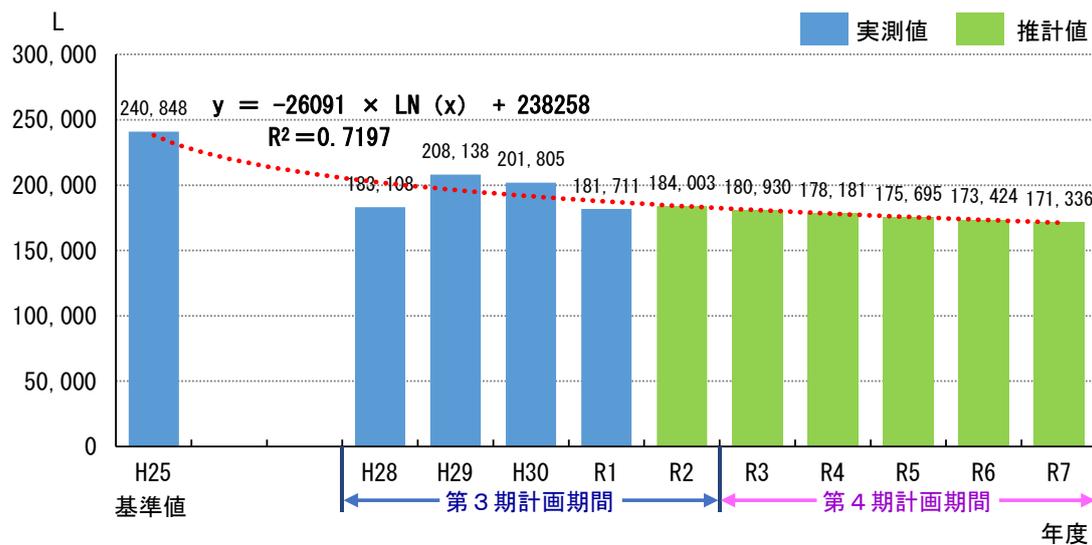


図 1 燃料の使用（公用車）の活動量の推計値

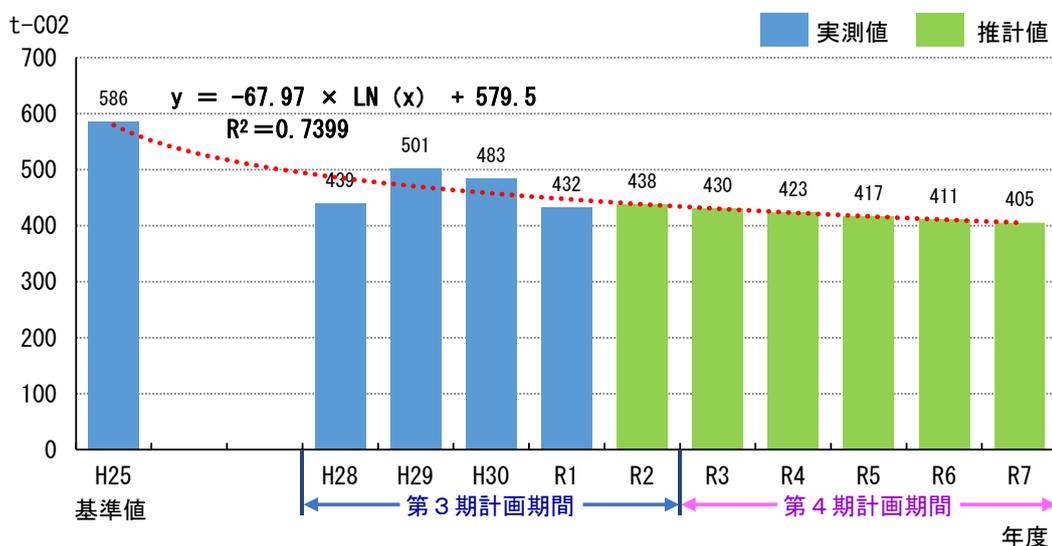


図 2 燃料の使用（公用車）の温室効果ガス排出量の推計値

②燃料の使用（灯油）

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、燃料の使用量及び温室効果ガス排出量は45%になります。

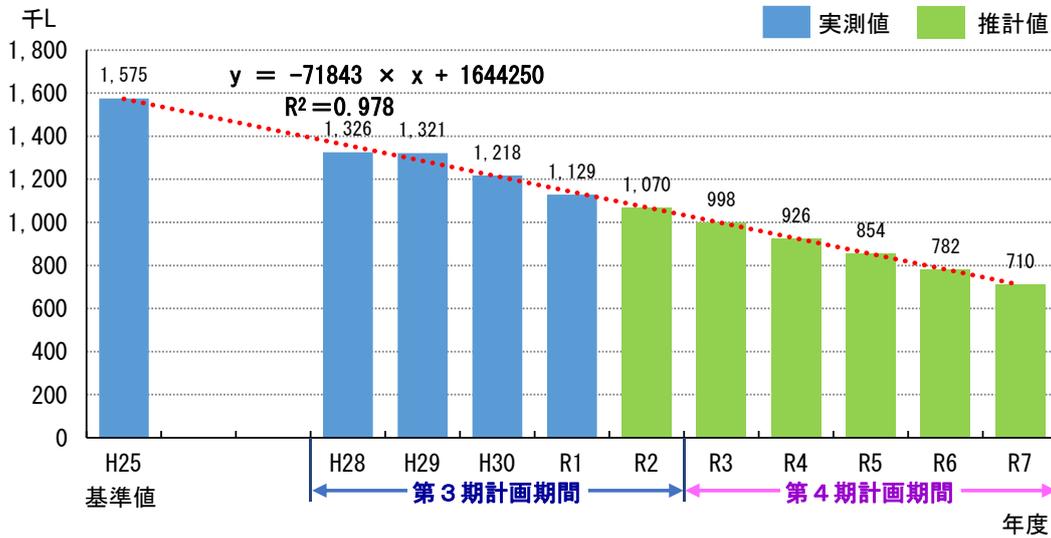


図3 燃料の使用（灯油）の活動量の推計値

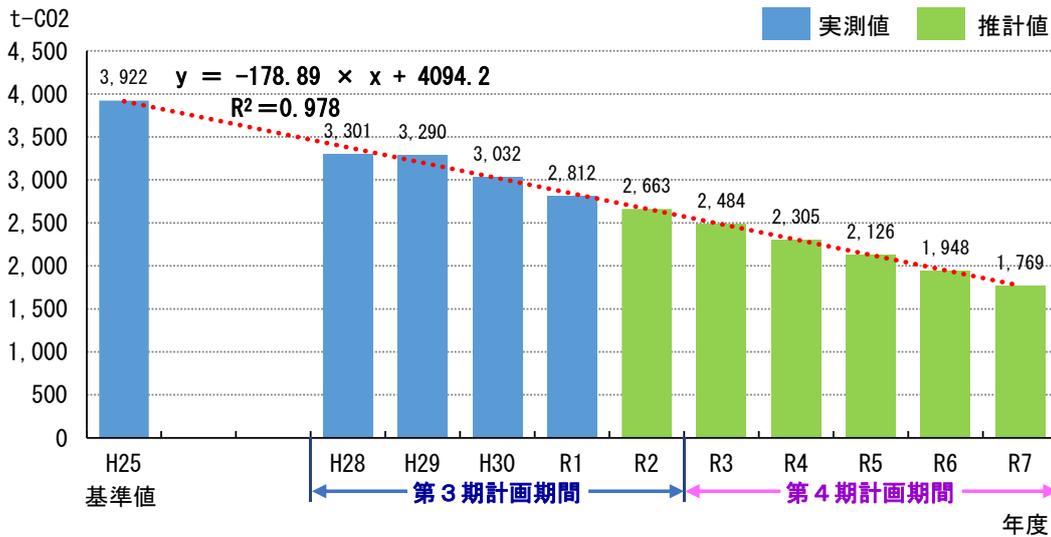


図4 燃料の使用（灯油）の温室効果ガス排出量の推計値

③燃料の使用（A重油）

令和7年度の推計値と平成25年度(基準値)の値を比較すると、燃料の使用量は84%、温室効果ガス排出量は83%になります。

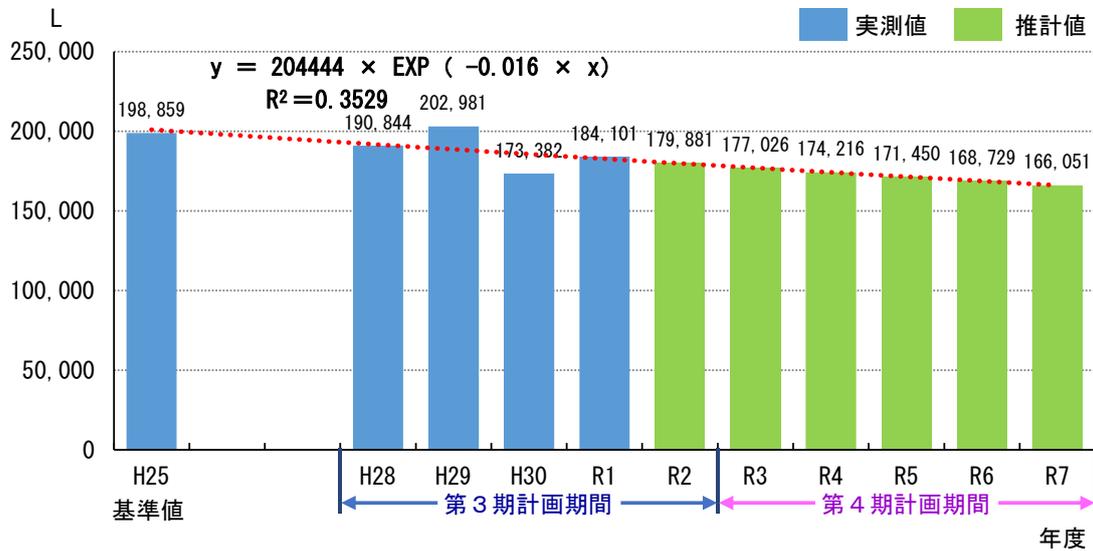


図5 燃料の使用（A重油）の活動量の推計値

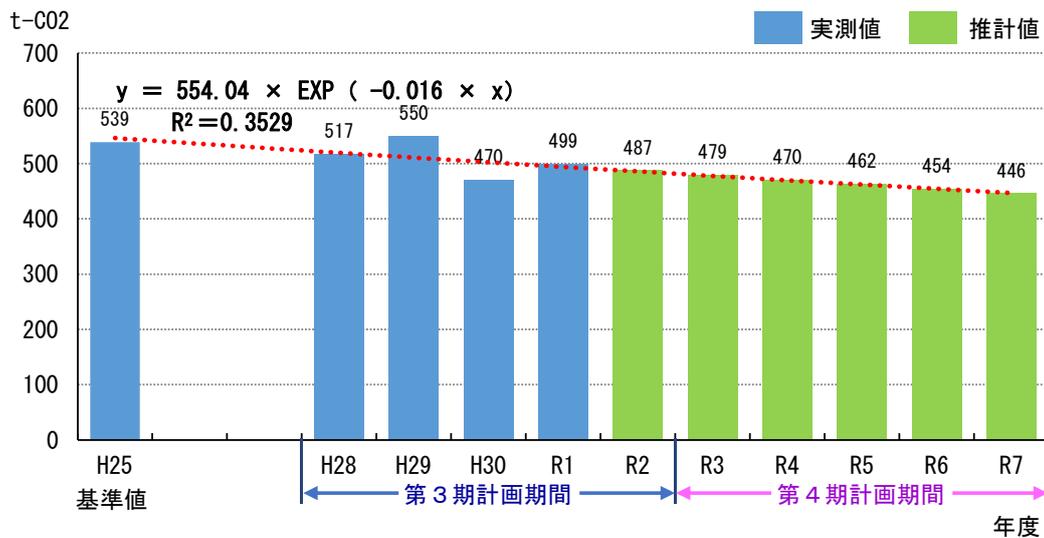


図6 燃料の使用（A重油）の温室効果ガス排出量の推計値

④燃料の使用（液化石油ガス（LPG））

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、燃料の使用量及び温室効果ガス排出量は92%になります。

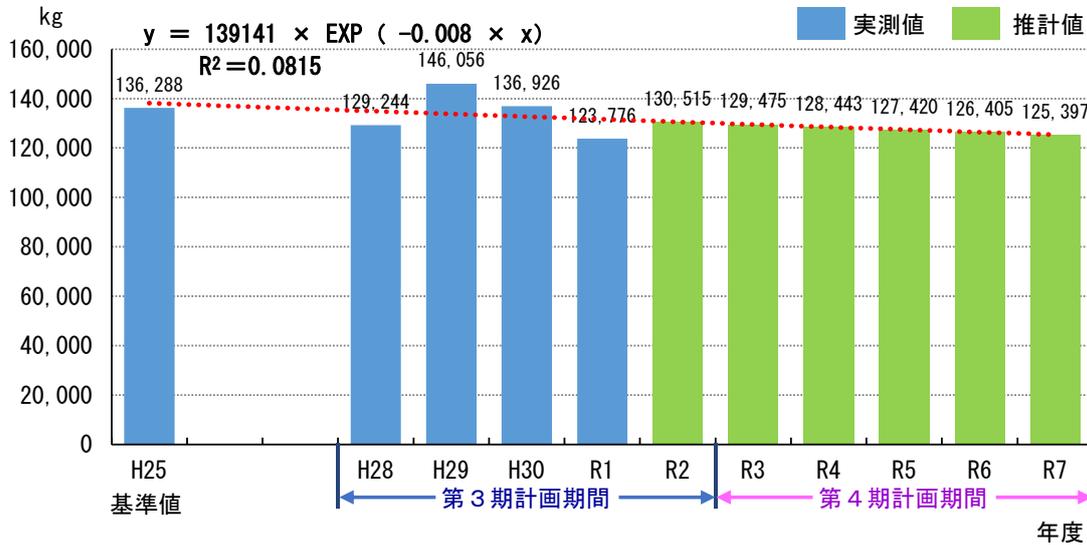


図7 燃料の使用（液化石油ガス（LPG））の活動量の推計値

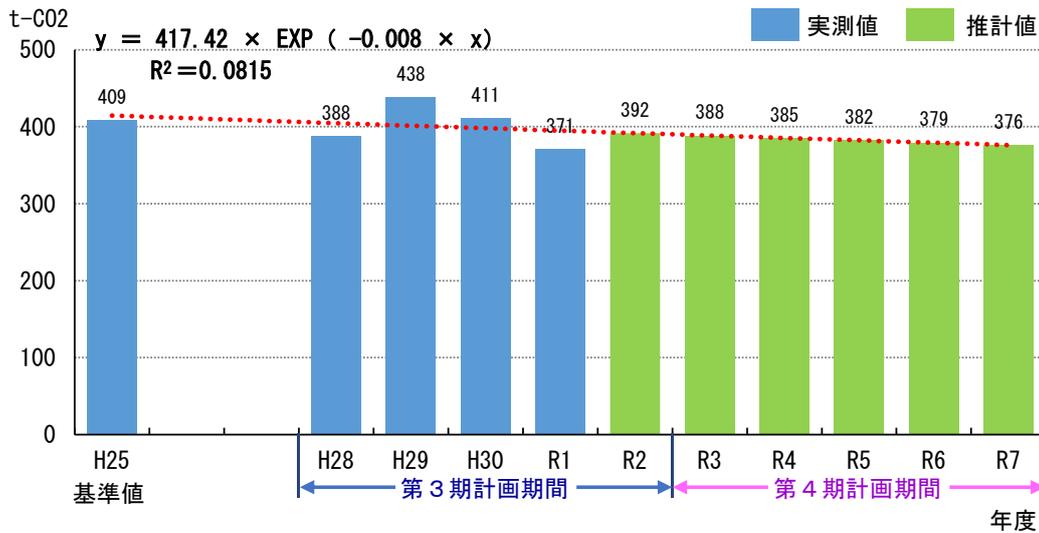


図8 燃料の使用（液化石油ガス（LPG））の温室効果ガス排出量の推計値

⑤ 電気の使用

令和7年度の推計値と平成25年度(基準値)の値を比較すると、電気の使用量は81%、温室効果ガス排出量は65%になります。

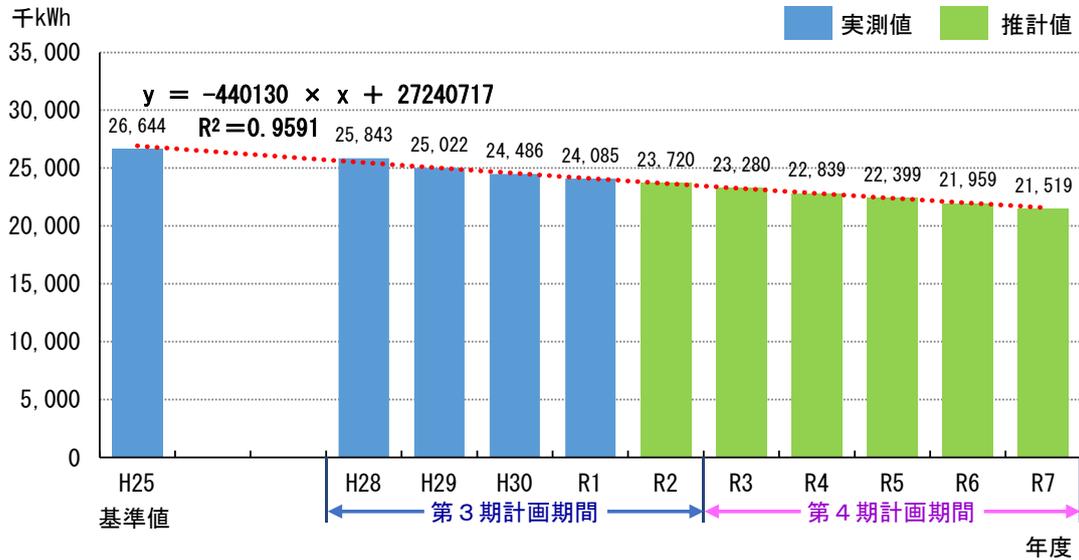


図9 電気の使用の活動量の推計値

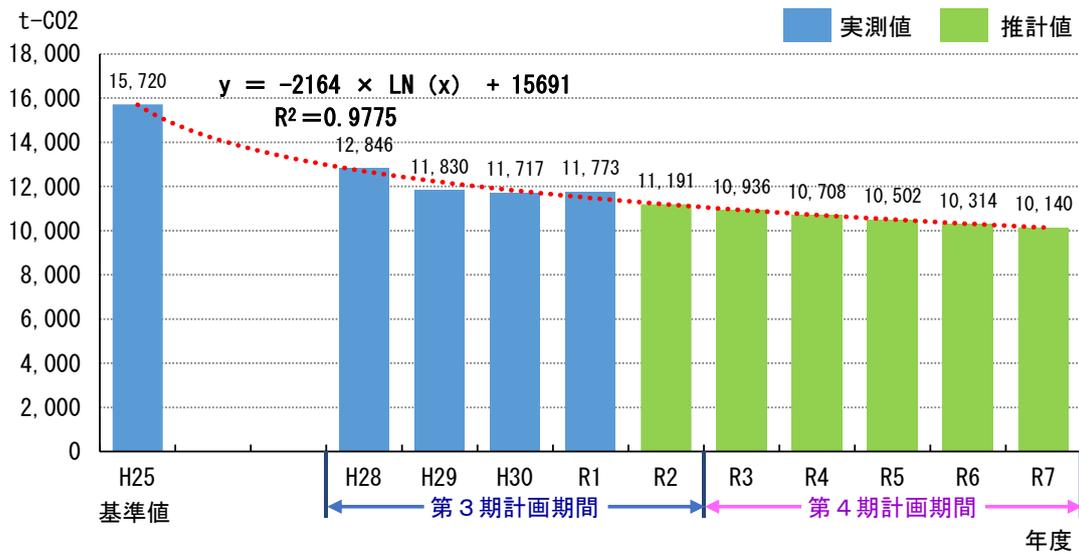


図10 電気の使用の温室効果ガス排出量の推計値

⑥一般廃棄物の焼却

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、一般廃棄物の焼却量は83%、温室効果ガス排出量は87%になります。ただし、温室効果ガス排出量については、平成25年度の値を含めると、近似曲線は増加の値を示すため、平成28～令和元年度までの値で求めた近似曲線により推計値を算出しています。

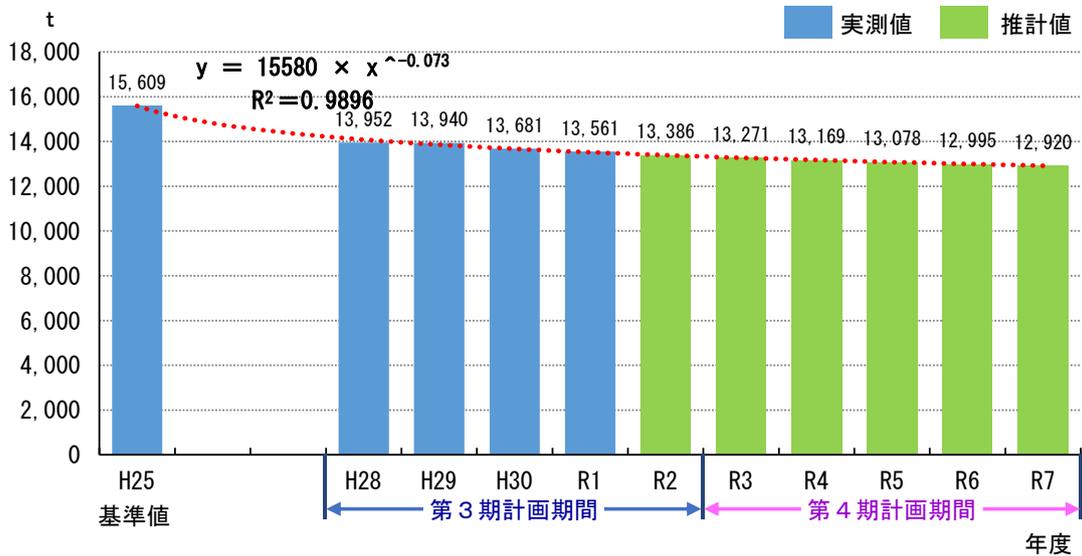


図 11 一般廃棄物の焼却の活動量の推計値

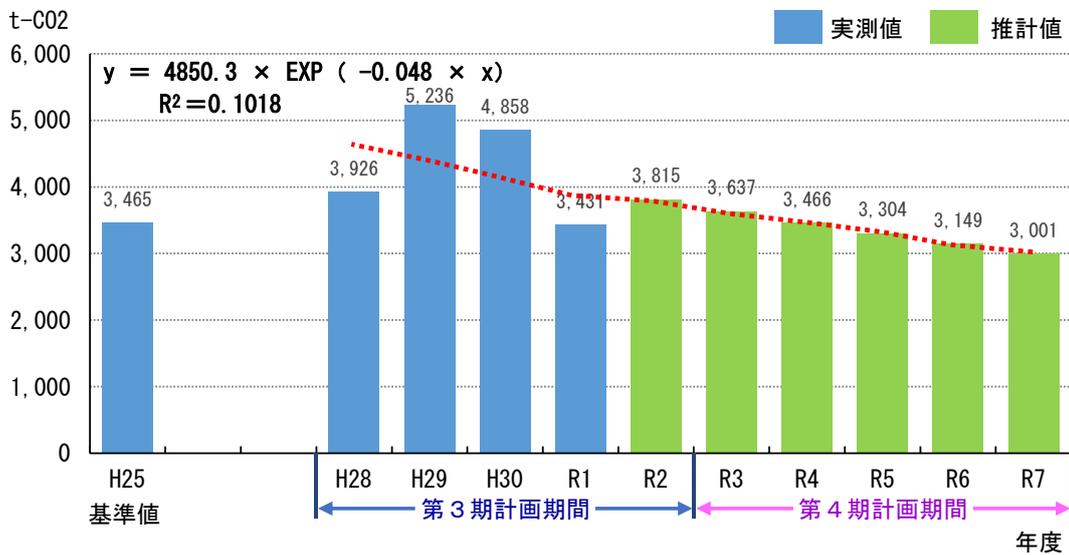


図 12 一般廃棄物の焼却の温室効果ガス排出量の推計値

⑦自動車の走行

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、自動車の走行量は92%、温室効果ガス排出量は100%になります。ただし、温室効果ガス排出量は実測値に基づく近似曲線では、増加傾向を示す値しか算出されないため、18ページの近似曲線に活動量の推計値を当てはめて算出した値を用いています。

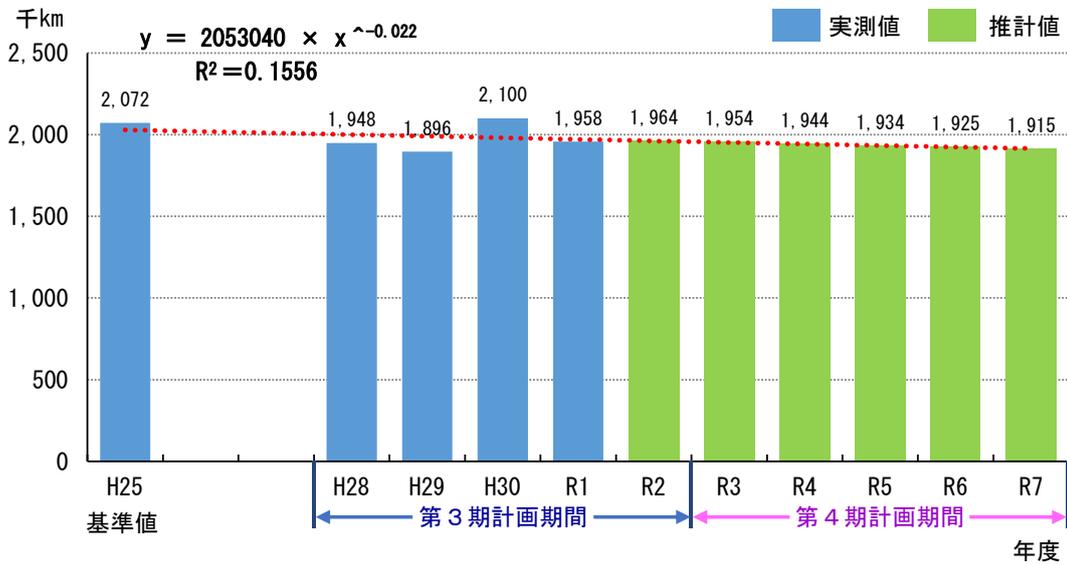


図 13 自動車の走行の活動量の推計値

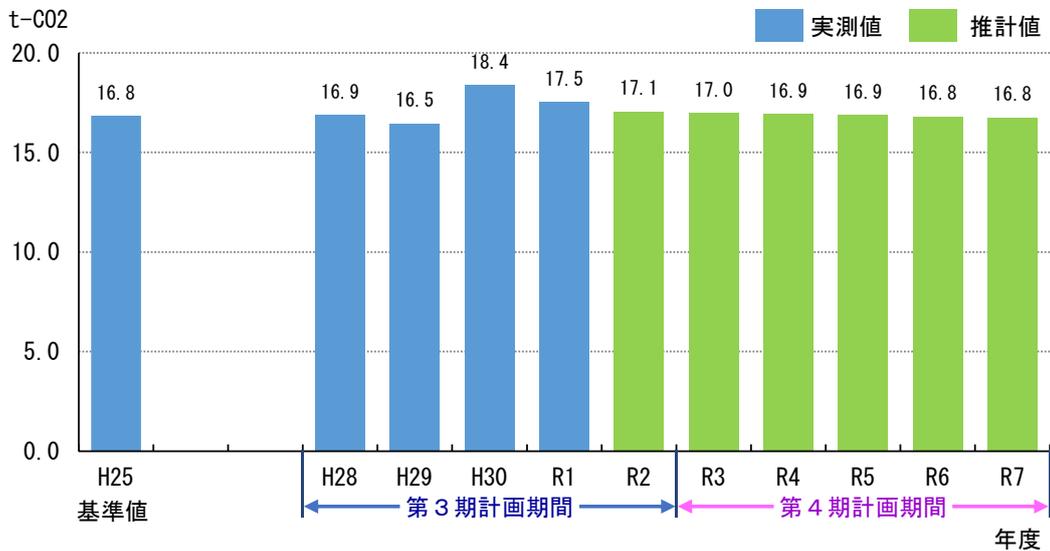


図 14 自動車の走行の温室効果ガス排出量の推計値

⑧ 下水処理（下水処理）

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、下水処理量及び温室効果ガス排出量は87%になります。

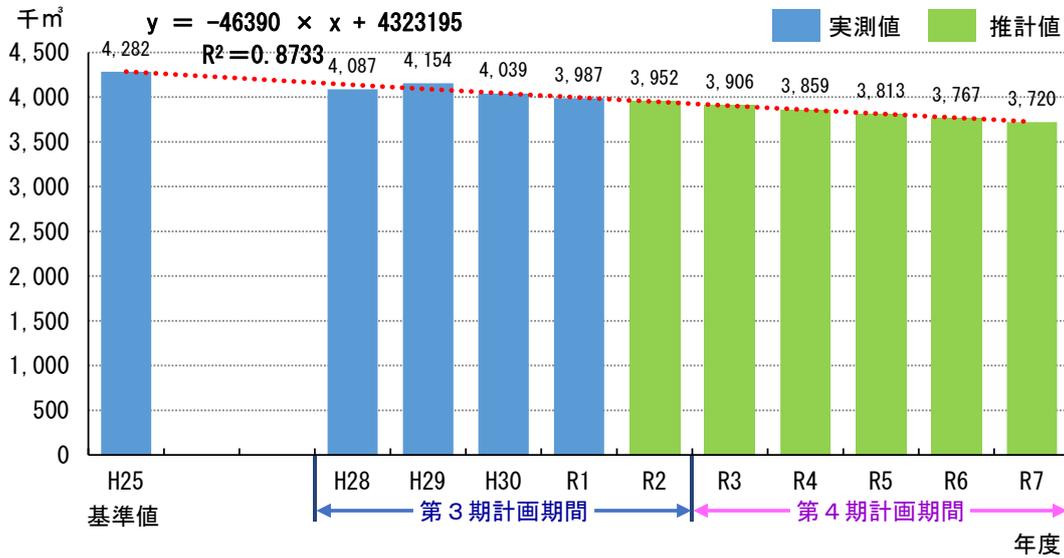


図 15 下水処理（下水処理）の活動量の推計値

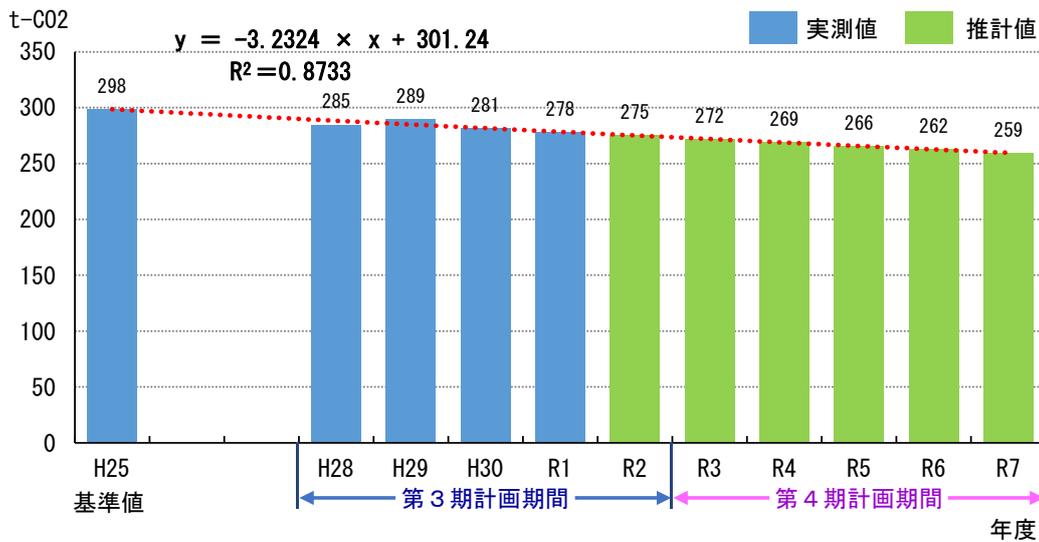


図 16 下水処理（下水処理）の温室効果ガス排出量の推計値

⑨ 下水処理（し尿処理）

令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、し尿処理量及び温室効果ガス排出量は84%になります。

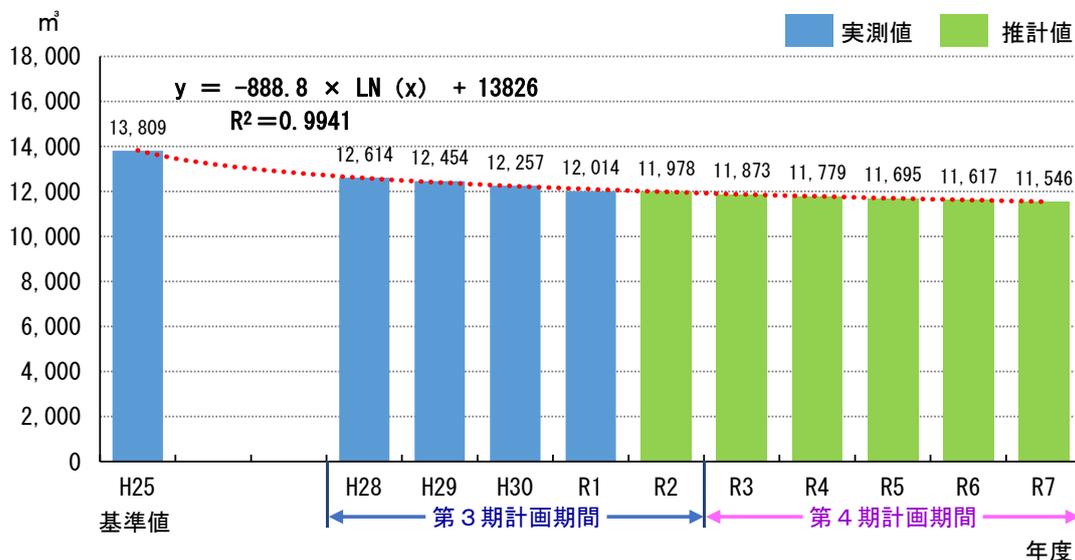


図 17 下水処理（し尿処理）の活動量の推計値

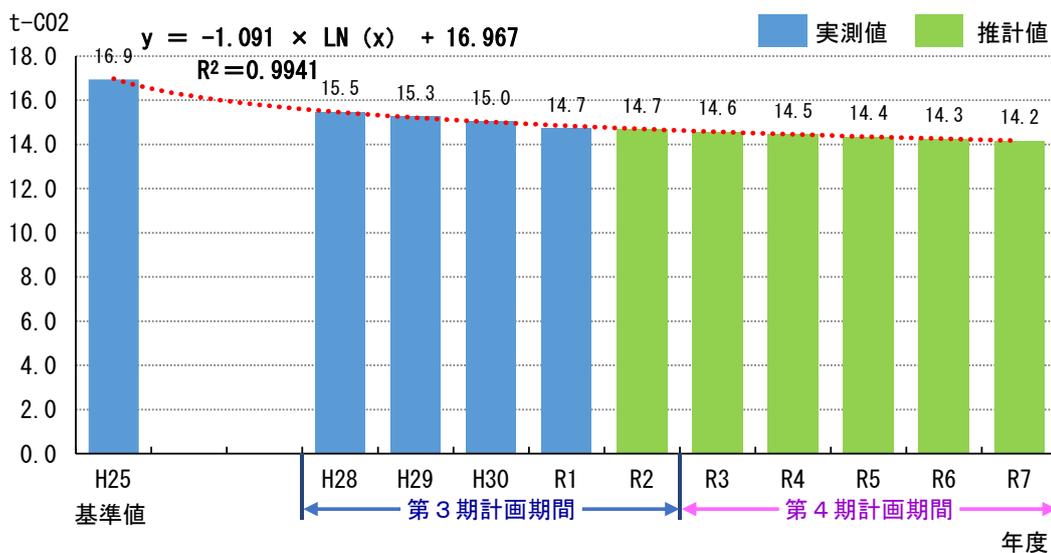


図 18 下水処理（し尿処理）の温室効果ガス排出量の推計値

⑩カーエアコンの使用（HFC封入車）

カーエアコンの使用台数及び温室効果ガス排出量の実測値に基づく近似曲線は全て増加の値を示すことから、今後5年間に於いても200台前後で推移すると仮定しています。そのため、令和7年度の推計値と平成25年度（基準値）の値を比較すると、約100%になります。

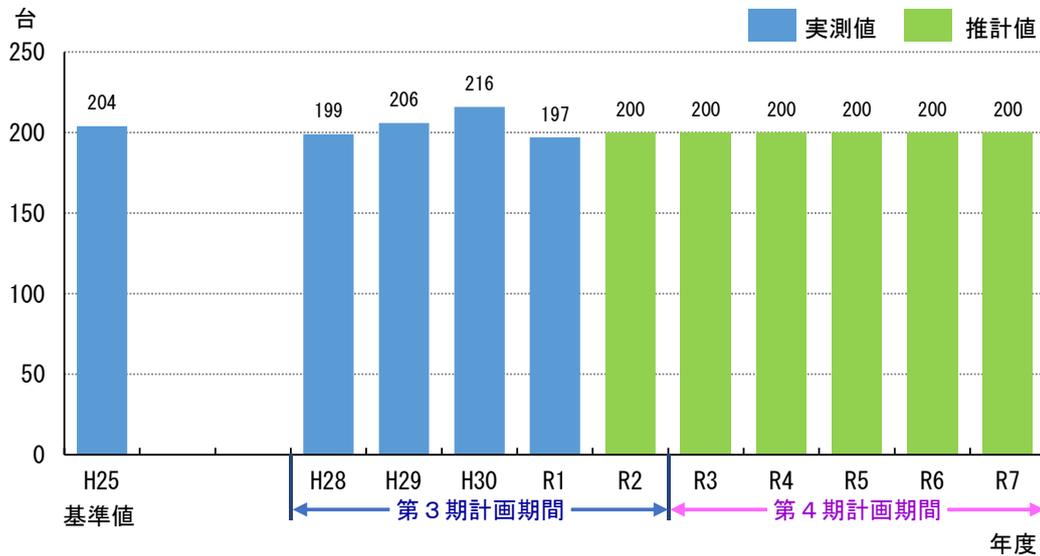


図 19 カーエアコンの使用（HFC 封入車）の活動量の推計値

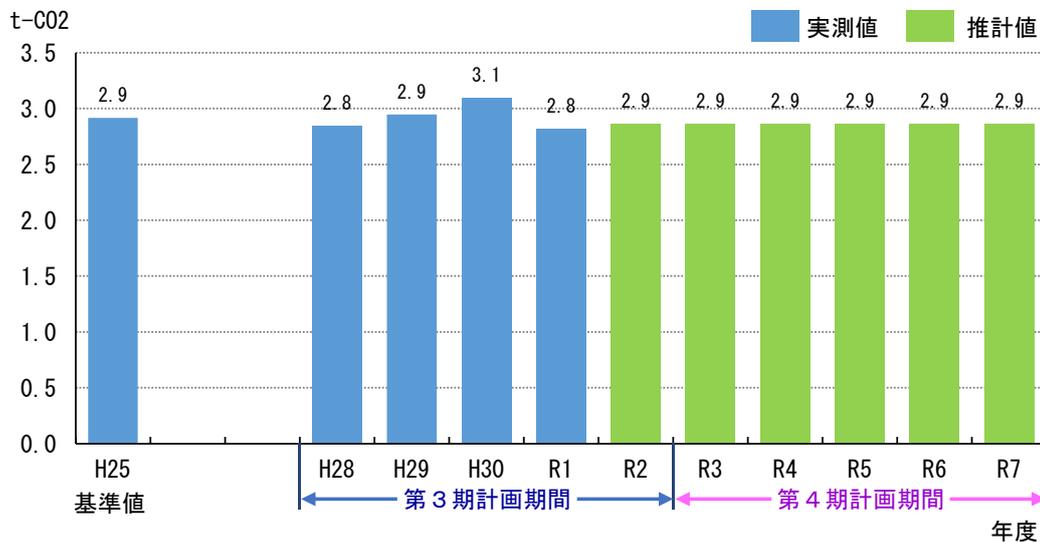


図 20 カーエアコンの使用（HFC 封入車）の温室効果ガス排出量の推計値

⑪ 令和7年度における温室効果ガス排出量の総括

令和7年度（目標年度）における温室効果ガス排出量（推計値）は基準年度である平成25年度に比べ、全体としては34%削減されると推計されます。

表1 活動区分別の令和7年度の温室効果ガス排出量の推計

区分	単位	活動量				温室効果ガス削減量の推計 (t-CO ₂)				
		平成25年度 (基準値)	令和7年度 (推計値)	削減量	削減率	平成25年度 (基準値)	令和7年度 (推計値)	削減量	削減率	
①施設の運営及び使用に伴うエネルギー使用	電気の使用	kWh	26,644,171	21,519,027	5,125,144	19.2%	15,720	10,140	5,580	35.5%
	灯油	L	1,575,294	710,291	865,003	54.9%	3,922	1,769	2,154	54.9%
	A重油	L	198,859	166,051	32,808	16.5%	539	446	93	17.3%
	液化石油ガス(LPG)	kg	136,288	125,397	10,891	8.0%	409	376	33	8.0%
②廃棄物処理に伴うエネルギー使用	一般廃棄物焼却	t	15,609	12,920	2,689	17.2%	3,465	3,001	464	13.4%
	下水処理	m ³	4,282,320	3,720,125	562,195	13.1%	298	259	39	13.1%
	し尿処理	m ³	13,809	11,546	2,263	16.4%	17	14	3	16.4%
③公用車の使用に伴うエネルギー使用	ガソリン・軽油	L	240,848	171,336	69,512	28.9%	586	405	180	30.8%
	自動車の走行	km	2,071,697	1,915,148	156,548	7.6%	17	17	0	0.5%
	カーエアコンの使用	台	204	200	4	2.0%	3	3	0	2.0%
合計						24,976	14,140	10,836	34.2%	

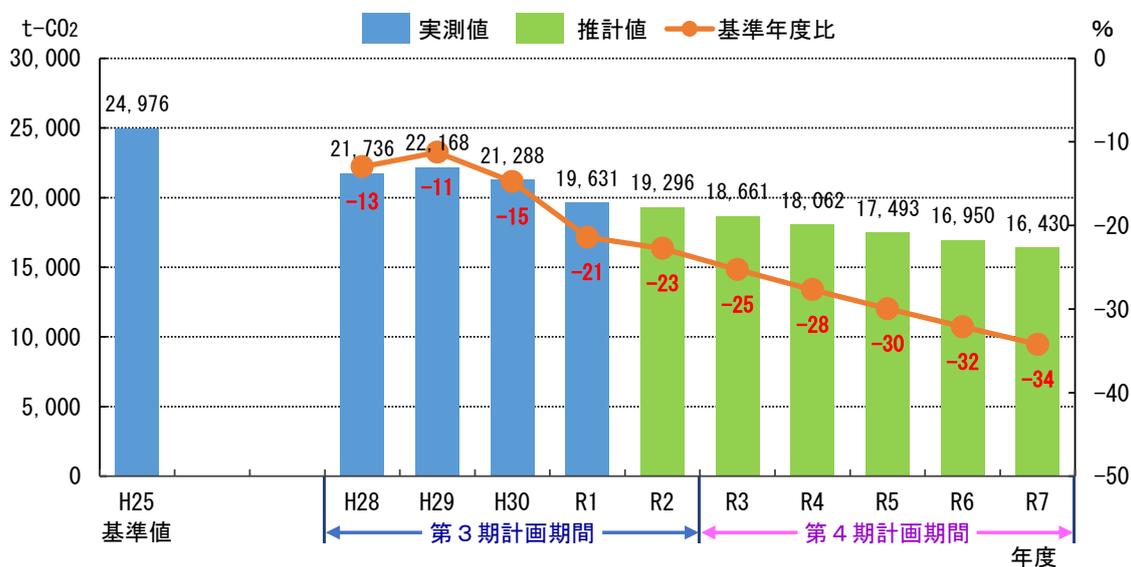


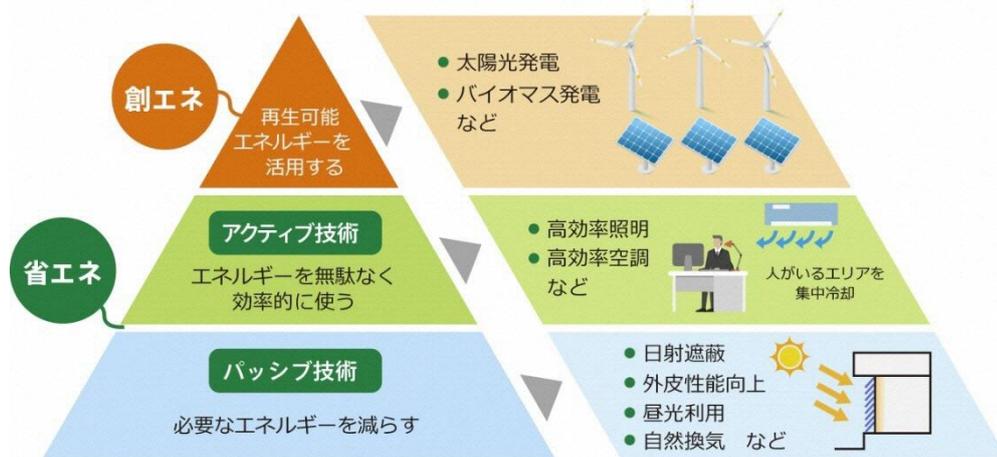
図21 年度別の温室効果ガス排出量の推計値

4) コラム



ZEB（ゼブ）の実現には

- ・ ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことです。
- ・ ①パッシブ技術（自然エネルギーの力を最大限に利用するための建築技術・手法）によってエネルギーの需要を減らし、②どうしても必要となる需要についてはアクティブ技術（高効率な照明や空調設備など）によってエネルギーを無駄なく使用し（ここまでが省エネルギー）、③そのエネルギーを創エネ技術（再生可能エネルギー）によって賄うといったステップで検討します。
- ・ また、建物の運用段階では、どこにエネルギーの無駄が発生しているか、どのように効率的に設備を運用するかなど、エネルギーをマネジメントする技術も重要です。



（環境省ホームページより）



エネオクとは

- ・ (株)エナーバンクが開発したエネオクは、全国の小売電気事業者から最安の電力契約を見つけられるオークション型の仲介サービスのことです。
- ・ 小売電気事業者がリバースオークション形式で競争して入札するため、RE30（発電に占める再生可能エネルギーの比率が30%）の電力でも現在契約する電力料金よりも安くなると思われます。RE50以上になると高くなると思われます。
- ・ 環境省でも導入しており、その他地方自治体においても導入が進みつつあります。



高効率機器について

従来の設備からヒートポンプ技術等を活用した空調機や給湯器に、また、白熱灯や蛍光灯からエネルギー消費量の少ない LED 照明に更新することで省エネルギー化、ひいては CO₂ 排出削減を実現します。

●省エネ機器導入による CO₂ 削減効果の目安

- ・ヒートポンプ式高効率空調機器 1 台あたり約 50 t -CO₂/年
- ・ヒートポンプ式高効率給湯器 1 台あたり約 8 t -CO₂/年
- ・LED 照明 1 台あたり約 0.05 t -CO₂/年

<LED 照明>

54Wの白熱電球と同じ明るさに相当する電球形 LED ランプを比べると、LED ランプの寿命は白熱電球の約 40 倍、電気代は 1/5 以下です。白熱電球用のソケットに取り付けられる電球形 LED ランプは、価格が高めですが、電気代が少なくすみ、ランニングコストを踏まえて考えると白熱電球と比べて経済的です。



建築物の省エネルギー化について

建築物の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて CO₂ 排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、指針を定めて、公共建築物の新築や改築における省エネルギー化を進めます。また、既存施設の管理の見直しを行うことで、効率的な運用を行います。

●具体例

- ・高性能建材（断熱材・窓・ガラス等）を使用する等の省エネルギー型設計の採用
- ・エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムの採用
- ・瞬間電力使用量を抑制するため、デマンドコントローラーの導入の推進 等



節水による効果

- ・水の流しっぱなしを 1 分間止めると、約 6 L の水が節約できます。
- ・節水コマを取り付けた場合、約 5 %の節水効果があります。
- ・水洗トイレの洗浄水量変化は、1970 年 13L、1990 年 8L、2006 年 6L です（メーカー平均値）。現在は、節水型で 3.8 L 程度の製品もあります。
- ・節水は貴重な水資源を守るだけでなく、浄水場や下水処理場におけるエネルギー使用量の削減、および温室効果ガスの排出削減に効果があります。



次世代自動車の導入について

電気自動車、ハイブリッド自動車といった次世代自動車の導入をすることで CO₂ 削減効果のほか、ガソリン等の燃料費の軽減に繋がります。また、市民への普及啓発という観点からも導入効果が期待されます。



エコドライブの実践について

ふんわりアクセル（緩やかな発進）、アイドリングストップ、加減速の少ない運転等を実践することで、無駄なガソリンの消費を抑え、CO₂ 排出抑制にも繋がるため、環境負荷の小さい運転を心掛けることが大切です。

- 実践による削減効果の目安：1 台あたり約 0.3 t -CO₂/年

<エコドライブ>

・ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。 <年間でガソリン約83ℓの省エネ、194kg-CO₂削減>

・ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろし等による駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリングで、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。 <年間でガソリン約17ℓの省エネ、40kg-CO₂削減>

・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。 <年間でガソリン約29ℓの省エネ、68kg-CO₂削減>

「エコドライブ10のすすめ」から

5)十日町市グリーン調達方針

十日町市グリーン調達方針

1. 趣旨

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「十日町市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市における環境への負荷の低減に資する物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的な購入及び賃借（以下「調達」という。）に関する基本的事項を定めたものである。

2. 基本原則

調達に当たっては、できる限り広範な物品等について、環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮するものとする。

また、調達総量をできるだけ抑制することも環境への負荷の低減につながることから、調達の必要性や調達量について十分な検討を行うとともに、長期使用や適正使用にも努めるものとする。

3. 具体的な考慮事項

環境への負荷の低減に関する考慮は、以下に掲げる観点に基づき行うものとする。

- ① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

4. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

5. 特定調達品目等

特定調達品目（重点的に調達を推進すべき物品等の種類）及びその判断の基準、調達目標については、別途定める。

6. 調達の際の留意点

- ① 調達総量の抑制に努めるとともに、環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）の推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮すること。
- ② 特定調達品目に指定されている品目を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として判断基準を満たす品目の中から調達するものとする。ただし、経費が著しく割高となる場合や、環境物品等の調達が困難な場合は、この限りではない。
- ③ 特定調達品目以外の品目を調達する際にも、できるだけ環境への負荷が少ないと判断されるものを選定するものとする。

7. 推進体制

グリーン調達の推進は、十日町市地球温暖化対策実行計画を推進するための組織により行うものとする。

8. 施行期日

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

6) 策定委員会・策定作業部会名簿

策定委員会（十日町市環境調整会議）

職 名	氏 名	備 考
環境エネルギー部長	池田 克也	会 長
上下水道局長	庭野 和浩	
企画政策課長	渡辺 正彦	
総務課長	滝沢 直子	
財政課長	田口 秀樹	
産業政策課長	桶谷 英伸	
農林課長	小林 充	
教育総務課長	富井 陽介	
消防長	樋口 哲生	
川西支所長	星名 一弘	
中里支所長	栗原 茂	
松代支所長	樋口 彰	
松之山支所長	福原 諭祐	

策定作業部会

所 属	職 名	氏 名	備 考
総務課	参事・課長補佐・行政管理係長	小林 成樹	車両管理・ 職員の環境配慮
財政課	参事・課長補佐・管財係長	山家 文良	施設管理・ グリーン購入
福祉課	参事・課長補佐・障がい福祉係長	小林 康夫	施設管理
子育て支援課	課長補佐・子育て支援係長	根津 昭	施設管理
医療介護課	課長補佐・地域包括ケアシステム推進係長	渡辺 隆之	施設管理
国保診療所	事務長補佐・庶務係長	中村 亨	施設管理
観光交流課	課長補佐	齋喜 直	施設管理
建設課	参事・課長補佐	山田 直樹	施設管理
都市計画課	課長補佐・都市計画係長	山本 秋彦	公共建築物の 環境配慮
エネルギー政策課	課長補佐・エネルギー政策係長	松本 隆志	公共建築物の 環境配慮
教育総務課	参事・課長補佐・庶務係長	市川 伸	施設管理
学校教育課	課長補佐・学校支援係長	田村 隆	施設管理
生涯学習課	参事・課長補佐	樋口 具範	施設管理
博物館	参事・副館長	石原 正敏	施設管理
スポーツ振興課	参事・課長補佐	相場 俊伸	施設管理
川西支所 地域振興課	参事・課長補佐	高橋 松由	施設管理
中里支所 地域振興課	課長補佐	山本 勝利	施設管理
松代支所 地域振興課	参事・課長補佐	市川 聡	施設管理
松之山支所 地域振興課	参事・課長補佐	高橋 明	施設管理
上下水道課	課長補佐・下水道係長	阿部 善明	施設管理
広域事務組合 総務課	課長補佐・庶務係長	吉楽 幸紀	施設管理